

令和8年度「若年妊産婦支援促進事業」業務委託企画提案仕様書

1 委託業務名

「若年妊産婦支援促進事業」業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

10代の母親など若年妊産婦が、子育てをしながら社会生活を送るために必要な情報や経験の機会を得ることにより、将来的に自立した生活へ導くきっかけをつくる。

また、イベント型の居場所体験等を通して、「若年妊産婦の居場所」未設置の市町村への居場所導入を支援する。

加えて、居場所の設置が困難な地域で若年妊産婦が出現した際に、若年妊産婦に寄り添い、支援機関との橋渡しができる人材を育成する。

4 業務の内容

(1) 情報収集・情報発信等

若年妊産婦の自立に関わる情報をSNSを通じて提供する。10代女性のニーズに沿った投稿内容を心掛け、最新情報の収集及び独自の取材等で、わかりやすく親しみやすい投稿に勤めること。

また、当事者との連絡手段としても、このSNSを活用すること。

① SNSを使った情報の発信

以下ア～オにかかる関連情報を、タイムリーかつ定期的に発信すること。

- ア. 【就労】子育て中の若い女性の就労に適した情報を収集し発信すること。合同企業説明会などの取材も行い、双方のニーズ把握に努めること。
- イ. 【復学・進学】高校への復学、各種資格取得に関わる専門学校への進学等、学び直しに関する情報を発信すること。
- ウ. 【子育て】子育て全般に関わるノウハウや子育て支援情報を発信すること。
- エ. 【生活】日々の生活に役立つ情報や、金銭管理等の情報を発信すること。
- オ. 【注意喚起】SNSが絡んだ犯罪や闇バイトなどへの注意喚起等を行うこと。
- カ. 【手続き関連】保育入所や各種手当の手続き等をわかりやすく解説すること。

② 業務実施にあたっての留意事項

- ・偽情報や盗用
- ・著作権や肖像権
- ・個人情報
- ・誹謗中傷
- ・景品表示法違反等の違法な表記
- ・乗っ取りや凍結

(2) イベント型の「スポットミニ」の実施等

若年妊産婦の居場所未設置の市町村を対象に、「非常設型の若年妊産婦の居場所設置モデル」への移行を想定し、既存の施設や人材等を活用して「スポットミニ」を実施し、支援に意欲のある施設や人材が、疑似支援を体験する機会を提供する。同時に、市町村がその後モデル事業を導入しやすいよう、県と協力してコンサルテーションを行うこと。

※「非常設型の若年妊産婦の居場所」とは、既存の施設と人材を生かし、週1回程度開催する若年妊産婦の居場所を指す。(沖縄こどもの貧困緊急対策事業)

① 「スポットミニ」実施条件

- ア. 若年妊産婦の居場所未設置の市町村であること
- イ. 支援に意欲のある施設や人材を掘り起こし、市町村とマッチングすること。
- ウ. 若年妊産婦が興味を持つ内容で体験内容を構成すること。
- エ. 居場所未設置の市町村3か所、年間各3回程度実施すること。
令和8年度は、宜野湾市近隣、与那原町近隣他、1カ所を想定。

② 支援対象者

10代の妊婦及びおおむね10～20代前半子育て中の女性及びそのこどもと付き添い者等

③ 居場所のステップアップへ関する注意事項

「スポットミニ」実施の翌年には「非常設型若年妊産婦の居場所設置モデル事業」へ移行することを前提とし、さらにその翌年には、市町村事業に移行するための調整作業が必要となる。市町村との調整は、県担当者が中心となるため、市町村担当者及び施設側との連携状況を、随時速やかに報告すること。

④ 業務実施にあたっての留意事項

会場内に、こどもの一時預かり保育の場を設け、若年妊産婦が安心して参加するとともに、こどもが安全に過ごせる環境をつくること。(保険の加入は必須)

(3) 「若年妊産婦専門支援員養成講座」の実施及び本格運用までのトータルコーディネート

① 「若年妊産婦専門支援員(若ママコンシェルジュ(仮称))養成講座」

若年妊産婦支援に特化した専門の支援員(若ママコンシェルジュ(仮称))を養成するための講座を実施すること。

実施にあたっては、令和7年度に実施した「若年妊産婦専門支援員養成講座検討委員会」からの提案をもとに、専門支援に必要な知識等を盛り込んだカリキュラムを策定し、工程管理等を行うこと。カリキュラムの策定は、検討委員会でまとめた別添の資料を参考にすること。

なお、講座開催にあたっては、講師の選定、会場確保及び受講者への周知など、一連の事務局業務を担うこと。

- ② 「若年妊産婦専門支援員（若ママコンシェルジュ（仮称）」の試行運用
養成された支援員は一定期間試行運用を行い、試行結果を経て次年度以降本格運用とすることから。以下の内容等を検証すること。

また運用にあたっては、1名以上のアドバイザーを設けること。

- ア. 支援依頼の流れと情報の共有方法
- イ. 活動時間や地域、依頼数等の記録
- ウ. 連携機関と利用者の反応
- エ. 報酬や活動範囲の確認
- オ. その他、試行運用で必要が生じたこと

- ③ スケジュール

上半期：「若年妊産婦専門支援員養成講座」実施

下半期：試行運用期間

※次年度の本格運用に向けた準備を、本年度内に着手できるよう、沖縄県担当者との調整を行うこと。

- (4) 実施状況の報告

受託事業者は、業務の実施状況及び4(3)②で把握した課題や検討内容等を取りまとめ、翌月10日までに沖縄県に提出・報告すること。

また、業務遂行に当たり、必要に応じて沖縄県と運営会議を行うこと。

5 成果品

業務終了時に、令和8年度の業務報告書を印刷製本して2部提出するとともに、電子記録媒体（CD-R等）に保存し1部提出すること。

6 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7 再委託

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、「4 業務の内容」のうち、以下に定める「その他、簡易な業務」とする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本・発送、原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、上記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

- ① 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- ② 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く。）の10%までとする。
- ③ 事業の実施に必要な経費については、人件費、通信費、施設使用料、光熱水費、車両費、報酬、備品、保険料、会議費、燃料費、支払手数料等とする。
- ④ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

※消耗品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) 事故の取り扱い

- ① 受託事業者は、沖縄県と協議の上、事故報告書の様式を整備すること。
- ② 受託事業者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取ること。（※保険に加入するなど対策をとること。）
- ③ 受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。
- ④ 受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害

の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。

- ⑤ 受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、上記②又は③の規定による賠償の責を負わない。

(3) その他

- ① 業務実施にあたっては、沖縄県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- ② 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失棄損等を防止するとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後10日以内又は契約満了日のいずれか早い日まで実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

10 本業務における労務管理

法令等に従い、本業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、決定するものとする。